

平成19年8月27日

各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
 ゴメス・コンサルティング株式会社  
 代表取締役 執行役員CEO 西村 徹  
 (コード番号: 3813)  
 問合せ先: 執行役員CFO 管理部長 五関 智紀  
 電話番号: 03-6229-0581  
 (URL <http://www.gomez.co.jp/>)

(訂正) 「平成20年3月期 中間決算短信(非連結)」の一部訂正について

平成19年7月19日に発表いたしました「平成20年3月期 中間決算短信(非連結)」の一部に訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
 なお、訂正箇所は下線にて表示しております。

記

【14 ページ】 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

項目	前中間会計期間 (自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 1 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 12 月 31 日)
6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 繰延資産の処理方法 新株発行費 3年間で均等償却しております。	(1) 繰延資産の処理方法 株式交付費 企業規模拡大のために行う資金調達等の財務活動に係るものは繰延資産に計上し、定額法(3年間)により均等償却しております。 ただし、前期以前に計上したものは従来どおり3年間で均等償却しております。	(1) 繰延資産の処理方法 株式交付費 <u>同左</u>

(訂正後)

項目	前中間会計期間 (自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 19 年 1 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 12 月 31 日)
6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 繰延資産の処理方法 新株発行費 3年間で均等償却しております。	(1) 繰延資産の処理方法 株式交付費 企業規模拡大のために行う資金調達等の財務活動に係るものは繰延資産に計上し、定額法(3年間)により均等償却しております。 ただし、 <u>第5期以前</u> に計上したものは従来どおり3年間で均等償却しております。	(1) 繰延資産の処理方法 株式交付費 <u>企業規模拡大のために行う資金調達等の財務活動に係るものは繰延資産に計上し、定額法(3年間)により均等償却しております。</u> ただし、 <u>前期以前</u> に計上したものは従来どおり3年間で均等償却しております。

【16 ページ】（中間損益計算書関係）

（訂正前）

前中間会計期間 （自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日）	当中間会計期間 （自 平成 19 年 1 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日）	前事業年度 （自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 12 月 31 日）
※2 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費償却 137 千円 為替差損 23 千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費償却 <u>3,654</u> 千円 為替差損 18 千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費償却 1,628 千円 為替差損 23 千円

（訂正後）

前中間会計期間 （自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日）	当中間会計期間 （自 平成 19 年 1 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日）	前事業年度 （自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 18 年 12 月 31 日）
※2 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費償却 137 千円 為替差損 23 千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費償却 <u>1,784</u> 千円 <u>株式交付費</u> <u>1,870</u> 千円 為替差損 18 千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費償却 1,628 千円 為替差損 23 千円

以 上